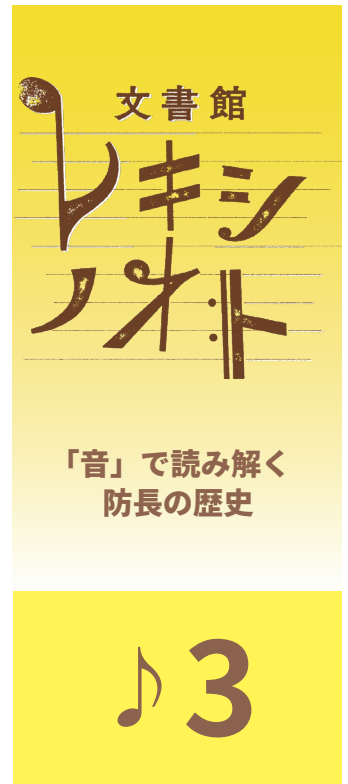




一筆申入候、御手前事作太儀
只今之通加判役申付候間、穴戸
主計・益田丹後・福原豊前・児玉
三郎右衛門申談、何辺為能様相心得
諸事先規之通可被逐其節候、
委曲藏主相含口上候、恐々謹言
大膳
三月十八日 斉元（花押）
毛利内匠殿

「毛利斉元書状（加判役任命状）」（右田毛利家文書322）



歴史ノオト③

文字になった藩主の声

【役職を命じた時は】

現代において、何かの役職、役割を命じる場合、その人に「任命書」「命令書」などの文書を手渡します。もちろん簡単な役割であったり、緊急時には、口頭伝達で済みますケースもあります。しかし、任命者、被任命者間での約束、確認の意味で文書の交付は重要な意味を持つでしょう。

上の写真は、萩藩一門八家（家中でもっとも高い階級）のひとつ、右田毛利家の当主毛利内匠（房顕）が、11代藩主毛利斉元（なりもと）から重職の加判役を務めるよう命じられた際の文書です。藩主の花押が据えられた書状形式のこの文書は、いわば「加判役の任命状」です。しかし、こうした文書が常に渡されたわけではありません。むしろ、「藩主の声」による申し渡しの基本であり、重要な意味をもっていました。

【藩主による申し渡しのケース】

享和2年(1802)11月3日、一門八家の福原豊前が、重職である江戸加判役に任命されます。萩城内で9代藩主斉房（なりふさ）から役を申しつけられた際の様子はそのようなものでした。

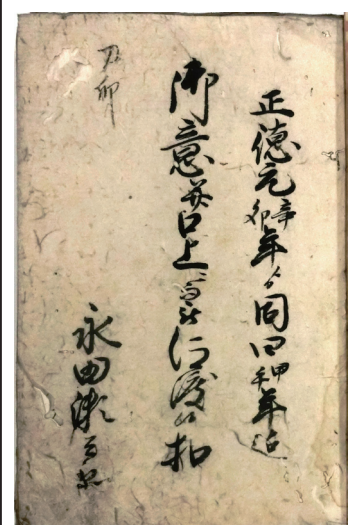
- ① 藩主と重役家臣（加判役・当職・当役）が居並ぶ「御対面之間」に福原豊前が召し出される。
- ② 御手廻頭役により福原の名が披露されたのち、当役の案内で藩主近くに福原が呼び寄せられる。
- ③ 藩主が福原へ「今の役を差し替え、江戸加判役を申し付ける」と申し渡す。
- ④ 福原は役職引受けを受諾する
- ⑤ 福原はいったん退き、麻上下に着替えた後、再び「御対面之場」に入り御礼を述べる。
- ⑥ 福原に「御手熨斗」がくだされる。

この場合、福原に「任命状」が与えられたわけではありません。重臣たちも列席する場において、「藩主の声」で、直々に役職が申し渡されること、これによって任命は完了し、一同に了解されるのです。

ただし、藩主による申し渡しのあったことは、「御意口上控」と呼ばれる藩の公式の記録に記録されます。

【任命状が渡されるケース】

このように、一門八家の者、およびそれに次ぐ寄組の禄高1000石以上の者は、役職の任命時、藩主からそれを直接申し渡されるのが原則でした。それでは、上の写



「御意口上控」
(毛利家文庫 38 御意控 1-21)

「御意口上控」は、藩主の口上および藩主の意向を伝える「御意書」と呼ばれる文書を控えた記録です。内容は、藩士の職交代、知行扶持の加増、家督・隠居などを中心とするものです。当役に付属する御用所において作成・保存されていました。毛利家文庫には元禄10年(1697)から明治元年(1868)までの379冊が残っています。

真のような藩の重職に関わる任命状は、どのような場合、どのような形で渡されたのでしょうか。

文政9年（1826）10月17日、一門八家・吉敷毛利家の当主毛利蔵主（房謙）が国元加判役に任じられ、藩主斉元から「御書」（任命状）を下されています。この時斉元は山口に湯治中で萩城を留守にしていました。「御書」（任命状）が手渡される手順は次のようなものでした。

- ① 藩主の意向を伝える上使が、毛利蔵主宛ての「御書」（任命状）をたずさえて萩城に派遣される。
- ② 萩城内（記録所カ）において上使が一門筆頭の穴戸氏、国元加判役、当職らの重臣に対し、藩主が毛利蔵主を新たに国元加判役に任命することを伝える。
- ③ 萩城において国元加判役が毛利蔵主に対し、藩主の意向で新たに加判役に任じられることを申し渡す。
- ④ ③の後、上使が毛利蔵主の自宅に出向き、藩主の「御書」、すなわち任命状を渡す。なお上使は、口上では「今度御用向被仰付候」とだけ述べ、具体的に加判役任命のことは上使から直接伝えない。

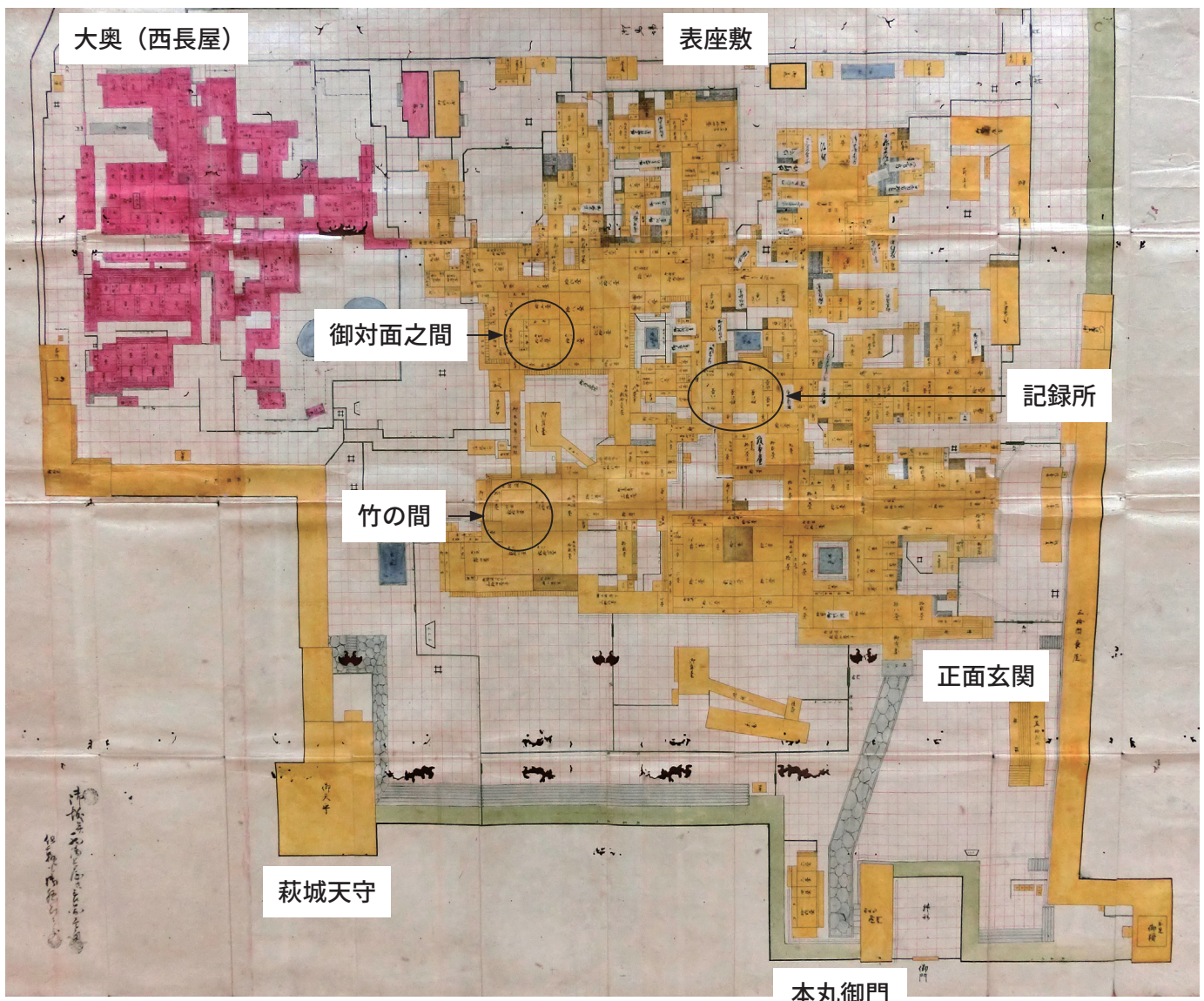
このように、毛利蔵主を国元加判役に任命するという藩主の意向は、

- (1) 上使→国元加判役→毛利蔵主へと口頭での伝達
 - (2) 上使→毛利蔵主への藩主「御書」（任命状）の交付
- という2つの手順で本人および重臣たちに伝えられ、周知されています。このケースのように、藩主が萩城におらず、重臣列席の中で直接本人に「藩主の声」（藩主の意向）を伝えることができない場合、藩主「御書」が本人に渡されました。「御書」は、「藩主の声」を伝える媒体（メディア）だったのです。

【「藩主の声」から遠い家臣たち】

禄高1000石未満の寄組や大組の家臣の場合、以上説明した上級家臣とは対応が異なりました。彼らの場合、萩城内の記録所と呼ばれる部屋で加判役から、藩主の「御意」により役職に任命されたことが申し渡されたのです（それより下位の家臣はまた対応が異なりました）。

「藩主の声」により直接役職に任じられること、それは基本的に上級家臣のみに認められるものでした。藩主に直接声を掛けられること（あるいはお目通りが叶うこと）、それ自体が家臣にとって大きな名誉であり、特権だったのです。



萩御城内御屋敷配置図（嘉永7年=1854） 毛利家文庫58絵図818